

平成30年9月1日

宜野湾港マリーナ利用者 各位

沖縄県土木建築部港湾課
宜野湾港マリーナ指定管理者
代表 田畑 充明

陸上、海上バースの施設利用について（通知）

拝啓、平素より宜野湾港マリーナの管理運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、6月27日付で送付致しました「陸上、海上の施設利用について」に関し、沖縄県土木建築部港湾課と協議の上、宜野湾港マリーナ業務運営についての基準を一部改正したことから、今後は、下記のとおり運用することとなりましたのでご理解のほどお願い申し上げます。

記

1 運用施行日

平成30年11月1日

2 新規の施設使用契約について

公共施設使用の公平性を確保するため、ボート等の海上係留場及び陸置場（以下「バース」という。）に空きが生じた場合、バース及び船種を考慮して、施設使用希望者名簿（所謂待機者名簿）の上位の者から順に契約する。

3 バース使用許可区画について

バースの使用許可は、施設使用者1名につき、2区画を限度とする。

4 艇の変更について

使用許可を受けた者が所有する船舶の老朽化等により、新艇に入れ替えて継続使用することは認められる。ただし、バースの寸法にも制限があるため、別紙1に示すとおり、バースの寸法に応じた船舶の全長及び全幅以下で艇を変更した場合について継続使用が認められる。

5 継続使用の不可について

従来から施設の使用許可は、施設使用申請者（船舶の所有者又は共同所有者の代表者）に対して許可しているものであるので、施設使用許可船舶の売買や譲渡等により、施設使用申請者が変更となる場合においては、当該バースの継続使用は認められず、遅滞なくバースを明け渡さなければならない。

6 施設使用継続申請手続きについて

施設使用契約者（船舶所有者）から船舶の管理等を依頼された者に施設使用に関する納入通知書を送付する例が見受けられるが、これは、バースの又貸し、名義貸し等の疑義が生じることから、施設使用契約者以外の第三者に対する納入通知書等の送付は認められない。

やむを得ず施設使用契約者以外の者を納入書の送付先とする場合は、施設使用契約者からの委任状の提出を求めることとする。

7 施設使用料について

施設使用契約者の皆様には、納付期限内での納付を遵守して頂いているが、ごく一部の施設使用契約者において、施設使用料の未払い、遅延が発生している。再三の催告にも対応しない悪質なケースについては、宜野湾港マリーナ施設使用条件第 9 に基づき、施設使用の許可取り消しを行う場合がある。

なお、使用者は、施設を使用する権利を譲渡し又は担保に供することはできませんが、権利義務の承継については、従来どおりです。

ご不明な点がありましたら、マリーナ管理事務所までお問い合わせ下さい。

敬具

添付

別紙 1（バースの寸法に応じた船舶の許容全長及び許容全幅）

別紙1(バースの寸法に応じた船舶の許容全長及び許容全幅)

1 陸上施設

陸置施設の区画(L×B メートル)		許容全長(メートル)	許容全幅(メートル)
小 型	6.85m × 2.48m	7m (23ft)	2.0m (7ft)
大 型	9.83m × 4.82m	10m (33ft)	3.5m (11ft)

2 海上施設

海上施設の区画(L×B メートル)		許容全長(メートル)	許容全幅(メートル)
L1(南)	20.03m × 12.42m	21m (70ft)	5m(16ft)
L1(北)	14.00m × 10.83m	15m (49ft)	4m(13ft)
L2・L3	14.00m × 10.83m	15m (49ft)	4m(13ft)
R	9.95m × 8.30m	10m (33ft)	3m(10ft)

備考

- * 全長10メートル以下の艇は、Rバースへ係留とする。
- * 海上施設契約者のマリーナ施設内への船台の持ち込み禁止。